

下記の事業について、公募型プロポーザル方式に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和8年9月25日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 事業概要

(1) 契約名

静岡県富士山世界遺産センターミュージアムショップ・カフェ運営にかかる定期建物賃貸借契約

(2) 募集内容

館内に設置しているミュージアムショップ・カフェの運営事業者（以下「事業者」という。）を広く募集する。

なお、詳細は「静岡県富士山世界遺産センターミュージアムショップ・カフェ運営事業者募集要項」（以下「募集要項」という。）による。

2 賃貸借物件の内容

- (1) 建物名称 静岡県富士山世界遺産センター
- (2) 所在 富士宮市宮町 地内
- (3) 店舗貸付面積 26.33平方メートル程度
- (4) 店舗貸付場所 静岡県富士山世界遺産センター 1階及び5階
- (5) 貸付条件 募集要項のとおり
- (6) 貸付期間 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

3 応募資格

次に掲げる条件をすべて満たす法人（共同企業体を含む。）とする。

(1) 基本条件

応募書類提出日時点で、飲食店の営業及び商品の小売の運営実績が2年以上あり、静岡県内に本社又は支店・営業所等の業務拠点を有する法人であること。（共同事業体を含む。）

(2) その他の条件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが成されている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

エ 次に掲げる税の未納がない者であること。

(イ) 本店が所在する都道府県の法人事業税及び法人都道府県民税

(ロ) 消費税及び地方消費税

オ 次の(イ)から(ロ)までのいずれにも該当しないこと。

(イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に該当す

る団体（以下「暴力団」という。）

- (f) 個人又は法人の代表者が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
- (g) 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- (h) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- (i) 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- (k) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (n) 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

カ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び他の法律に基づく処分などを過去3年間受けていないこと。

4 応募手続等

(1) 担当

〒418-0067 富士宮市宮町5-12
静岡県富士山世界遺産センター企画総務課
電話番号：0544-21-3776 FAX番号：0544-23-6800
電子メール：mtfujii-whc@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 募集要項の配布

ア 配布期間

令和8年9月25日（金）から令和8年10月14日（水）までの午前9時から午後5時まで

イ 配布場所

上記4(1)及び静岡県富士山世界遺産センター公式ホームページ

(3) 現地説明会

現地説明会への参加を希望する事業者は次により手続きすること。

ア 現地説明会実施日

令和8年9月30日（水）

イ 申込方法

上記4(1)あてにFAX又は電話で申し込み

ウ 申込期間

令和8年9月25日（金）午前9時から令和8年9月29日（火）午後5時まで

(4) 募集に関する質問

募集要項に定められた書類を以下により提出すること。

ア 受付期間

令和 8 年 9 月 25 日（金）午前 9 時から令和 8 年 10 月 2 日（金）午後 5 時まで

イ 送付方法

FAX又は電子メールで上記 4 (1)まで

ウ 回答方法

令和 8 年 10 月 8 日（木）午後 5 時までに静岡県富士山世界遺産センター公式ホームページに掲載する。

(5) 応募方法

募集要項に定められた書類を以下により提出すること。

ア 提出場所 上記 4 (1)まで

イ 受付期間 令和 8 年 9 月 25 日（金）から令和 8 年 10 月 14 日（水）までの午前 9 時から午後 5 時まで（必着）

ウ 提出方法 応募書類は、持参又は簡易書留で提出すること。

5 選考方法

- (1) 審査に当たっては、館内に「静岡県富士山世界遺産センターミュージアムショップ・カフェ運営事業者選定審査委員会」を設置し、提出された書類による審査（プレゼンテーション審査等）を行い選定する。
- (2) 複数の応募の有無に関わらず、選定にあたっては、諸事情を厳正に審査のうえ適当と認める者を決定する。

6 審査

第 1 次審査として書類審査を実施し、評価点の高い者から 5 者を第 2 次審査対象者として選定し、以下の審査日及び場所で第 2 次審査としてプレゼンテーション審査を実施する。

- (1) 審査日 令和 8 年 10 月 21 日（水）（予定）（時間は応募者に直接連絡する。）
- (2) 場 所 静岡県富士山世界遺産センター内

7 審査結果

第 1 次審査結果については、令和 8 年 10 月 15 日（木）までに、第 2 次審査結果については、令和 8 年 10 月 23 日（金）までにそれぞれ審査を受けた全員に電子メールにより通知する。

8 その他

- (1) 提出書類の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用はすべて応募者の負担とする。
- (2) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、失格とする。
- (3) 企画提案書は、1 事業者につき 1 案とする。
- (4) 契約手続きにおいて使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本円に限る。